

写

30 消安第 2703 号

平成 30 年 8 月 29 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長
関係団体の長

殿

農林水産省（※1）消費・安全局長

肥料の委託生産に係る肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱いについて（通知）

肥料の委託生産については、肥料の委託加工者に関する法的解釈について（回答）（昭和 27 年 2 月 14 日付け 27 農局第 187 号農政局長通知）により、委託を受けて行う生産を業とする者は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する生産業者に該当し、法第 4 条第 1 項に規定する農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける義務等があるものとして取り扱うとの解釈を示してきたところです（※2）。

今般、肥料の生産設備の更なる有効活用を図る観点から、下記のとおり肥料の委託生産に係る法上の取扱いを変更することとするので、よろしくお取り計らい願いたい（※3） ます（※2）。

記

1 肥料を他の者に委託して生産する場合には、以下に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、受託者ではなく、委託者が法第2条第4項に規定する「生産業者」に該当し、法第4条第1項に規定する農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける義務等があるものとして取り扱う。

(1) 受託者による肥料の生産は、委託者の指図に基づくものであること。

(2) (1)により受託者が生産した肥料は、全て委託者に譲渡されること。

2 1に伴い、肥料の委託生産については、以下のとおり取り扱う。

(1) 委託者及び受託者は、肥料の委託生産に当たっては、受託者が生産する肥料について、委託生産によるものであることを国等が確認できるよう、当該委託生産に係る契約書を作成するとともに、委託者は登録申請等の時まで、別紙1により、届出を行うこととする。また、当該委託生産に係る契約の期間中においては、委託者と受託者の双方が保管することとする。なお、当該契約書が存在しない場合は、原則として生産の事実行為を行う者を法第2条第4項に規定する「生産業者」として取り扱う。

(2) 委託者は、法第6条第1項第4号の規定に基づく肥料登録申請書、法第16条の2第1項第4号の規定に基づく指定混合肥料生産業者届出書及び法第22条第1項第3号の規定に基づく特殊肥料生産業者届出書における「生産する事業場の名称及び所在地」として、受託者の氏名（法人にあってはその名称）並びに生産する事業場の名称及び所在地を記載することとする。

(3) 委託者は、法第17条第1項第6号（法第33条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく生産業者保証票及び法第17条第2項第7号の規定に基づく輸入業者保証票における「生産した事業場の名称及び所在地」として、受託者の氏名（法人にあってはその名称）並びに生産する事業場の名称及び所在地を記載することとする。

(4) 委託者は、受託者の氏名（法人にあってはその名称）又は生産する事業場の名称若しくは所在地に変更を生じたときは、法第13条第1項、第16条の2第3項及び第22条第2項の規定に基づき、その旨を届け出ることとする。

(5) 委託者は、別紙1の届出事項について変更を生じたときは、別紙2の届出事項変更届出書を提出することとする。

(6) 委託者は、法第11条、第27条第1項及び第33条の2第4項に規定する「生

産する事業場」である受託者が肥料を生産する事業場に、登録証及び仮登録証の写し並びに帳簿を備え付けることとする。

(7) 委託生産に係る契約期間が終了した場合は、別紙3の廃止届出書を提出することとする。

(8) 受託者が肥料を生産する事業場については、法第30条第1項、第30条の2第1項及び第33条の5第1項第6号の規定に基づく立入検査等の対象とする。

※施行注意

(※1) 下線部は、各地方農政局長及び北海道農政事務所長宛てには記載しない。

(※2) 下線部は、関係団体宛てのみ記載する。

(※3) 下線部は、関係団体宛には記載しない。

(関係団体の長)

日本肥料アンモニア協会会長

全国複合肥料工業会 会長

一般社団法人 全国肥料商連合会 会長

全国農業協同組合連合会 会長

委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

今般、別添委託生産契約書のとおり〇〇所有の〇〇工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 委託生産を予定している手続
 - 法第4条第1項又は第2項の規定に基づく登録の申請
 - 法第13条第1項の規定に基づく登録事項変更の申請
 - 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づく届出
 - 法第16条の2第3項の規定に基づく届出事項変更の届出
2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地
3. 委託により生産する肥料の種類 (指定混合肥料を生産する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別を記載すること。)
4. 委託生産に係る契約期間
(年 月～ 年 月)

備考

1. 委託生産契約書 (写) を添付する。
2. 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別については、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定配合肥料)」、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料 (指定化成肥料)」、「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料 (特殊肥料等入り指定混合肥料)」又は「肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料 (土壌改良資材入

り指定混合肥料)」のいずれかを記載すること。

3. 記の4について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。

(別紙2)

委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

年 月 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

さきに、〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出」に、下記のとおり事項に変更を生じたので届け出ます。

記

1. 変更した事項
委託契約に係る事項
(新) 〇〇
(旧) 〇〇
2. 変更した年月日
3. 変更した理由
〇〇のため

備考

委託生産契約書に変更が生じた場合には、新たな委託生産契約書(写)を添付する。

(別紙3)

委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書

年 月 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

さきに、〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出書」に関し、〇〇年〇〇月〇〇日をもって、委託生産契約の終了により委託による肥料の生産業務を廃止しましたので届け出ます。